

公募公告

高山からの観光ルート調査業務の企画提案を公募するので、次のとおり公示する。

令和6年5月9日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務の名称 高山からの観光ルート調査業務
- (2) 公告業務の内容 高山からの観光ルート調査業務
公募型プロポーザル募集要領のとおり
- (3) 履行期限 令和6年10月11日(金)
- (4) 県負担限度額 7,206,050円(消費税等諸税を含む。)

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 日本において法人格を有していること。
- (2) 「高山からの観光ルート調査業務仕様書」4(1)、(2)を実施する上で、円滑なコミュニケーションを行うための十分な実施体制(語学力、観光・交流施策に関する知識)を有していること。
- (3) 地方への訪日旅行のノウハウを有し、かつ本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。
- (5) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(10) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

3 募集要領の交付

募集要領については、次のとおり交付する。

交付期間	令和6年5月9日（木）から令和6年5月30日（木）まで 土日祝日を除く午前9時から午後5時の間
交付場所	福井県交流文化部観光誘客課インバウンド推進室 なお、観光誘客課のホームページからダウンロードすることができる。
交付資料	高山からの観光ルート調査業務 公募型プロポーザル募集要領

4 本業務の質問に関する事項

本業務の質問および回答の期限は次のとおりとする。

- (1) 質問 令和6年5月14日（火）17時までに、質問書（別紙様式1）により、電子メールで提出する。
- (2) 回答 令和6年5月16日（木）までに、応募者全員に電子メールで回答する。なお、質問が多数ある場合、別途電子メールで新たな回答期限を通知することがある。

5 資格の確認に関する事項

- (1) 企画提案に参加する者は、次により参加申込書を提出すること。これにより参加資格要件を審査する。

- (2) 提出期限 令和6年5月23日(木) 17:00必着
- (3) 提出書類 募集要領を参照すること。
- (4) 提出方法 電子ファイルにより提出すること。参加資格確認書類は原本を郵送すること。
なお県は、参加申請書の提出を確認した際、その旨を電子メールで連絡する。県から応募を確認した電子メールが届かない場合、上記(2)の提出期限の翌開庁日17時まで、下記「9 問い合わせ先」に電話で問い合わせをすること。これを過ぎた場合、県は応募がなかったものとみなすので注意すること。
- (5) 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。
- (6) 参加資格審査結果 令和6年5月24日(金)までに通知する。

6 企画提案書の提出

- (1) 上記5(6)で参加資格を認定された者は、次により企画提案書を提出すること。
- (2) 提出期限 令和6年5月30日(木) 17:00必着
- (3) 提出書類 募集要領を参照すること。
- (4) 提出方法 募集要領を参照すること。
- (5) 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。

7 審査方法等

- (1) 県は審査会を設け、提出のあった企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査し、優先交渉権者を選定する。
- (2) 審査は、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書の内容を総合的に審査する。
- (3) 審査にあたり必要がある場合、審査員が企画提案応募者に対し、ヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

8 その他

この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関する詳細は、募集要領の定めによる。

9 問い合わせ先

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10

福井県交流文化部観光誘客課インバウンド推進室 担当 渡辺、北川

TEL:0776-20-0699

Email: kankou@pref.fukui.lg.jp